

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・  
武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定方針（案）

1 策定基本方針

(1) 基本的な考え方

現在の武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）は、平成27年5月に実施した平成27年度第1回総合教育会議において、武蔵村山市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の基本理念、教育目標及び基本方針とすることと決定している。そのため、教育振興基本計画の終期である平成28年度をもって大綱も終期を迎える。

そこで、次期大綱及び教育振興基本計画を策定する必要がある。大綱は市の教育等に関する総合的な施策の方針とされているため、大綱に基づいた教育振興基本計画の策定が必要である。

上記位置付けをよりはっきりさせるため、次期大綱は教育振興基本計画の一部を大綱と位置付けるのではなく、単独で策定し、教育振興基本計画については大綱を踏まえた策定を行う。

(2) 大綱

ア 予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している市長が大綱を定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

イ 大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

(3) 第二次教育振興基本計画

ア 本計画は、大綱及び10年先を見通し作成した教育振興基本計画（以下「一次計画」という。）の基本理念を踏まえ、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の教育の目指すべき姿を明らかにし、「一次計画」に続く5か年に取り組む基本的な施策の方向性及び重点施策を示すものとする。

イ 本計画は、国や東京都など関係機関による計画や法律との整合性に留意する。

2 計画期間（大綱及び第二次教育振興基本計画）

平成29年度から平成33年度まで

3 策定体制

(1) 大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会

ア 所掌事務

(ア) 大綱の素案について協議し、その結果を市長に報告する。

(イ) 第二次教育振興基本計画の素案について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

イ 構成

有識者、小・中学校長、市民団体及び公募による委員 合計 11 人

有 識 者	大学教授（予定）
	教育委員会委員
関係機関	小・中学校校長会 小学校・中学校から各 1 人
市民団体	社会教育委員
	スポーツ推進委員
	公民館運営審議会委員
	市公立学校 P T A 連合会 小学校・中学校から各 1 人
公 募	2 人

(2) 大綱策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する大綱策定委員会は、大綱の原案を策定し、市長に報告する。

イ 構成

構 成 員	
(委 員 長)	副市長
(副委員長)	教育長
(委 員)	企画財務部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長

(3) 第二次教育振興基本計画策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する第二次教育振興基本計画策定委員会は、基本計画の原案を策定し、教育委員会に報告する。

なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。

《検討内容》

- 教育委員会内他計画との整合性
- 分野ごとの主要施策の整理・検討
- 市民意見の反映 など

## イ 構成

委員会及び部会	構 成 員
策定委員会	(委員長) 教育長 (副委員長) 企画財務部長 (委員) 教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長
学校教育部会	(部会長) 指導・教育センター担当課長 (副部会長) 教育総務課教育施設担当課長 (委員) 教育総務課主査、教育総務課教育施設担当主査、教育指導課主査、協働推進課主査、子育て支援課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査
生涯学習部会	(部会長) 文化振興課長 (副部会長) スポーツ振興課長 (委員) 企画政策課主査、文化振興課主査、スポーツ振興課主査、図書館主査（ただし、文化振興課は主査2名）

## 4 市民意見

市民からの意見については、以下の方法により聴取するものとする。

### (1) 大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会

市民の中から公募等により委員を選定し、大綱・第二次教育振興基本計画の素案について協議をしていただき、大綱の素案に関する協議の結果については市長に報告し、第二次教育振興基本計画の素案に関する協議の結果については教育委員会に報告する。

### (2) パブリックコメント

大綱及び第二次教育振興基本計画の素案を策定した後、ホームページ等により市民からの意見を求め、原案に反映させる。

## 5 策定スケジュール

別紙「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定スケジュール（案）」のとおり